

# ひょうごJCC

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌

34

1996. 7. 5

兵庫JCCは、生協、JA(農協)、漁協、森林組合等の兵庫県下の協同組合運動相互の連絡提携、共通課題の実行及び全国、海外の協同組合運動との連携をはかることを目的に、1984年7月7日に設立されました。「人とひとの心がふれあう、暮らしよい兵庫をめざして一協同が息づくまちづくり」を『基本理念』として、協同組合の「共通行動目標」の実践に取り組んでいます。

1. 協同組合活動スナップ..... 1
2. 協同組合間提携シリーズ⑨..... 2~3
3. ひょうごの協同組合 — 活動紹介..... 4~5  
生協、JA、漁協、森林組合
4. 第74回国際協同組合デーを迎えて..... 8~9

Contents

5. 協同組合運動への提言..... 10  
石川県農業短期大学助教授 小松泰信
6. 協同組合運動に生きる..... 11  
生活協同組合 都市生活理事 前川智佳子
7. 協同組合研究短信<No.17>..... 12

## 協同組合活動スナップ



「ひょうごの農業と食料を守る会」主催 (JA)△  
消費者と生産者との交流会を開く(5月22日、県農業会館)



△(森林組合)・96ひょうご森の祭典での記念植樹  
(1月29日、八千代町にて)

県漁連・信漁連・共済組合合同通常総会で来賓の  
あいさつをする貝原県知事  
(5月21日、県立水産会館) (漁協)▽

コープこうべは、新しい暮らしづくりにむけて「コープ商品  
フェスティバル&健康・福祉フェスタ」を5月、神戸国際展示  
▽(生協) 場で開催し、13万人が集まりました。



### ●編集発行

兵庫県協同組合連絡協議会(兵庫JCC)  
Hyogo-ken Joint Committee of Co-operatives  
生協・JA(農協)・漁協・森林組合

### ●兵庫JCC事務局

兵庫県生活協同組合連合会 TEL (078) 391-8634  
兵庫県農業協同組合中央会 TEL (078) 333-5888  
兵庫県漁業協同組合連合会 TEL (078) 652-3444  
兵庫県森林組合連合会 TEL (078) 341-5082



## 協同組合間提携 シリーズ⑨

生協都市生活は、現在組合員数5,300名ほどの小さな生協ですが、小さいなりに組合員の想いを反映した取扱品、生産者との関係をつくり出してきています。

特に、協同組合間の提携という観点からも、近隣を中心に多くの農協・漁協との取組みを行っています。食品を中心とした共同購入をおこなっている生協ですので特にこの間の食糧をめぐる情勢には強い危機感を持っています。今年の総代会議案書でも次のようなくだりがあります。

生協都市生活は持続可能な農業をさぐり、また生産者とともに安心できる消費材の開発に取り組んで来ました。私たちは輸入品にたよるのではなく国内産の物を食べ続けたいと思います。自然環境の悪化と食糧に対する不安はいうまでもありません。私たちはこの不安を取り除く活動を提案する必要があると思います。生命の源である食糧を国内でできるだけまかなうことに取り組みます。

もちろん、提携の中で「物」を一緒に作り出すことを通じてお互いの信頼と交流が深まってはじめてできていく事だと考えています。一緒に作り出した物を維持発展させるために、その「物」がどのような点で一般の物より優れているのか、どのような話し合いの上で生産者と開発することができたのか(開発の経緯)、利用を続けていくことの意味と責任はどんなことかを組合員に伝えていくことを活動の大事な柱に組み入れています。

ここでは、「牛乳」を取り上げて三原郡酪農協との取組みの例を紹介します。

三原郡酪農協との取組み品目は、「牛乳」「プリン」

## 生産と消費にリアリティのある活動を

「ヨーグルト」です。どれも酪農家・生産者の高い意欲を反映した乳質の良い三原郡の原乳のみを使用した、ピュアな乳製品です。特に、牛乳・ヨーグルトは都市生活の組合員のデザインによるかわいいオリジナルのパックで組合員の支持も高いものです。こうした、物自体としての魅力はもちろんですが、毎年行っている「三原の牛乳勉強会」の成果も大きな力となっています。これは、新年度のフレッシュな運営委員の人たちに、「都市生活牛乳」について、乳牛の飼育環境から酪農家の想い、牛乳工場の設備や工程、さらには、酪農も大きな役割を占める三原の伝統的な有畜複合農業についてまでも勉強してもらおうという恒例の企画です。行きのバスの中から帰りのフェリーまでみっちり勉強したり、感じたことを各地域にもどってひとりでも多くの組合員に伝えていこうという意欲に満ちた研修です。受け入れていただく三原郡酪農協にとって



リフレッシュステイ第8弾「北阿万稲刈りツアー」

### リフレッシュステイ

震災後、組合員に元気を取りもどしてもらおう為に企画しました。'95年度は、13回行ないました。生産者のところへおろかがいし、交流する事で、震災からリフレッシュしてもらおうと云う意味です。

は大変かもしれませんが、帰ってきた直後の班代表会では、参加した委員が中心になって、牛乳の飲み比べや試飲をおりませながら、いかに生協都市生活と三原郡酪農協とで開発された乳製品が大切な物かが熱っぽく語られていきます。当然利用も伸びて関係はより強まっていくことになります。

私たちにとっても、こうした近郊に提携先にあることで、単に牛乳にとどまらずに、日本の農業のおかれている現状を直に感じる事ができ、より活動にリアリティを持つことができます。今や状況はますます消費の側と生産の側が協同して危機に当たることを求めています。国内自給・食糧問題といった場合、いかにも大上段の問題として、あるいは国際関係の、国単位の問題のように錯覚してしまいがちですが、実は我が家の食卓の中での国内生産物の割合はどうなっているのかというきわめて身近な問題として考え、行動することができます。むしろ、そういうとらえの方が、生協的であるし、組合員にもリアリティのある活動となると思います。いかに自分の問題としてとらえられるかが、消費の側にも生産の側にも問われているのではないのでしょうか。

#### リフレッシュステイの取組み

昨年は、震災という事態を受けて「牛乳勉強会」自体の性格を少し変えました。豊かな三原の自然の中で、心身のストレスを発散し、リフレッシュしてもらおうという企画としました。震災という特別なことがあったからともいえますが、生産者からの協力もいただき、特に反響も大きかった企画でしたので、参加者の感想を少し紹介したいと思います。中でも三原郡酪農協の淡路島牧場での「乳しぼり体験」は、参加した大人も子供も大喜びで、これまでとはまた違った意味で交流を深めることができました。



リフレッシュステイ第7弾「乳しぼり体験」

#### 参加者の感想より

「牛の乳しぼりをしたよ。ポトポト出るとかと思っていたのに、すごいきおいでジャーとでてきたよ。牛のおっぱいは、とてもふにやふにやで牛の体ぜんたいがあつたかくて気持ちよかつたよ。家に帰ってから牛のことを思いだしていたよ。それから牛乳がすきになったよ。（3年生）」

「一日で、淡路の地理(カーネーション作りなど)、歴史、生物(特にホルスタイン牛のこと)、家庭科(バター作り)等々、盛りだくさんで楽しい経験でした。特に忘れられないのは、牛さんのかわいらしさとおっぱいの感触です。（組合員）」

(生活協同組合 都市生活常任理事 紺本 直)

## ひょうごの協同組合活動紹介

### 生協

### 21世紀の協同組合を 展望して

新世紀に通用する生協運動を、と日本生協連は90年代後半期5カ年計画を、6月に開催した通常総会で決定しました。

この計画は、激動期・変換期にあって、協同組合のアイデンティティーと改訂された協同組合原則にそって、西暦2000年の日本社会の中で果たすべき役割と5年間の課題を明らかにするもの。

この計画のなかでは多くの課題をかかげていますが、主なものは、つぎのとおりです。

- ① ピラミッド型組織から組合員のニーズと自発性を活かしたネットワーク型組織運営を目指すこと。
- ② 食を中心に組合員のふだんのくらしに貢献すること。
- ③ 地域生協組合員を2,000万世帯に増加させ組織率(組合員世帯/全世帯数)を50%以上にする事。
- ④ 全国に大型店を850店新設し、既存店を加えて1,200店を展開し、3.2兆円の供給を達成すること。
- ⑤ 日本生協連の組織を改革し、会員共同事業としての機能の再編・強化、会員の指導連絡調整を果たす中央会的機能の強化・確立をおこなう。

#### 兵庫県でも5カ年計画を推進

兵庫県生協連合会でも5月に開催した総会で、5カ

年計画を定めました。これも21世紀にむかって、兵庫県の生協運動の基盤を整備しようとするもので、「創造的復興とコミュニティーネットワークの構築—愛と協同が息づく兵庫のまちづくり」を基本テーマにしています。

この計画で、地域コミュニティーへの参画を通じて、地域社会の復興に貢献するほか、農協、漁協、森林組合など協同組合との連携の強化、ワーカーズコレクティブや高齢者協同組合など多様な協同組織・コミュニティーの創生・発展への寄与、パソコン等を駆使した協同組合間ネットワークの広がりなどを、主な課題としています。

#### 地震災害への国民的保障制度を求める運動を展開

また、あの大震災後、生協は「創造的復興」をテーマに地域社会の復興に努めていますが、日本生協連は「地震災害等に対する国民的保障制度を求める運動」を今秋を目途に、全国的に展開することになっています。

これは、くらしと町の復興に必要な住宅復興の見通しが立たない人々が膨大な数に上がっている現状から、兵庫県、日弁連、全労済と協力して、自然災害被災者の、住宅復興を促進するための国家的制度の創設を求めるもので、全国で1,500万人の署名を集めることにしています。

#### 生協の概要

区分 項目	兵 庫 県			全 国 (推 計)		
	組 合 数	組 合 員 数 (人)	事 業 高 (百 円)	組 合 数	組 合 員 数 (千 人)	事 業 高 (百 円)
購 買	20	1,362,686	385,584	516	15,900	3,042,000
医 療	8	125,667	12,058	120	1,910	224,600
共 済 ・ 住 宅	9	1,114,669	15,160	10*1	800	11,400
総 合 計	37	2,603,022	412,860	646	18,610	3,193,100

(注) いずれも、1995年3月末現在の数値。各数値は、連合会の会員統計である。

\*1 日本生協連加入生協の数

**JA(農協)****食料・農業・農村地域  
に関する新たな基本法  
制定を求める運動**

日本農業は農業内部の生産力の弱体化の進行に加えて、平成5年12月のガット農業合意の受け入れによって今、大きな危機に直面しています。

しかし、日本農業の持続的発展は、食料の安全・安定供給と国土・環境保全などにおいて、国民全体の重要課題であります。

政府は、平成6年10月にガット農業合意後の日本農業の持続的発展のために、昭和36年に制定された現行の農業基本法に代わる新たな基本法の制定に向けて検討に着手する方針を明らかにし、現在、農林水産省内で検討が進められています。

JAグループでは、「新たな基本法」は、農業だけでなく、食料、農村地域も視野に入れた基本法とすべきであり、その制定にあたっては、農業者だけでなく消費者、都市住民を含めた国民全体の議論と合意が不可欠だと考えています。

平成12年までに新たな農産物貿易ルール制定のためのWTOの農業交渉が再開されます。WTO体制下の競争を基本原則とした食料輸出の拡大をねらいとした貿易ルールでは、生産条件の劣った日本のような農業は崩壊しかねません。各国が自国農業の維持・発展を

可能とする平等・公平な農産物貿易ルールの確立が必要です。このたびの「新たな基本法」が、国民的合意形成のもとに制定され、これを背景としてわが国政府が、国際的な貿易交渉の場で、新たな貿易ルールを主張していくことが求められています。

このほど、JAグループでは『「共生」均衡ある発展をめざして』として、「新たな基本法」制定に向けての考え方をまとめました。(組織討議原案)

国民的な意見の積み上げと合意づくりを期待します。

## 1. 食料の安定供給に係るわが国農業の重要性

わが国農業生産は縮小傾向にあり、世界的な食料需給の現状や将来予測をふまえると、国内で一定水準の農業生産が確保されるような「生産目標」の設定とこれを実現する政策が必要ではないか。

## 2. わが国農業の持続的発展に向けた政策の必要性

担い手の減少と農地が減少する中、優良農地の確保と有効利用。そして多様な担い手の育成確保のためには、他産業個人事業主と同水準の所得が確保できるような政策が必要です。

## 3. 農村地域の活性化に向けた政策の必要性

国土の均衡ある発展のために、農村地域がもつ多面的役割を助長する政策が必要です。「誰もが住みたくなり、住みやすい、都市にも開かれた魅力ある農村地域」を構築することが求められています。

**JA(農協)の概要**

項 目	兵 庫 県	全 国	項 目	兵 庫 県	全 国
連 合 会 数	15連合会	558連合会	年間販売事業高	1,067億円	6兆 116億円
総 合 J A 数	46組合	2,258組合	年間購買事業高	1,125億円	5兆 922億円
組 合 員 総 数	33万7千人	897千人	貯 金 高	3兆5,114億円	67兆8,557億円
「家の光」発行部数	52千部	153万部	長期共済保有高	13兆9,356億円	359兆4,248億円

- (注) 1. 組合員総数及び年間事業高は総合JAの取扱高で、平成7年3月末現在。  
2. 総合JA数は兵庫県、全国とも平成8年7月1日現在。  
3. 「家の光」発行部数は平成7年12月号。

**漁 協**

**豊かな海づくり、地域づくり、組織づくり**

**平成7年度県漁連の主な活動状況**

本会では、水産資源の減少や輸入水産物の増大等による産地価格の低迷により、県下の漁業経営がたいへん厳しい状況であることをふまえ、これまでの漁協大会の基本テーマである「豊かな海づくり」「豊かな地域づくり」「豊かな組織づくり」をめざし、粘り強く各事業を推進するとともに、兵庫県南部地震の被害が大きく影を落とす中で、漁業災害対策本部を中心とし、被災した漁業者への支援活動や、国・県に対する陳情・要望活動を精力的に展開しました。

なお、会員の信頼と期待に応えるため、平成7年度は次の6つの項目について積極的に取り組みました。

**1. 漁村を担う人づくりの推進**

水産業の現状をふまえ、「水産物流通と漁協の直販事業」「漁協経営」問題、更には「漁協合併事例」等をテーマにした県下全体の組合長役職員研修会を開催しました。

また、地域漁村のリーダーとして活躍が期待される指導・青年漁業士並びに青壮年部・婦人部の育成指導にあたりました。

**2. 漁協合併の推進**

県・市・町の協力のもと、優先特定地区を中心に

組合長会議の開催をはじめ、役職員懇談会ならびに勉強会等を通じ積極的な推進に努めました。

**3. 漁業資源の保護増強対策の推進**

漁協をはじめ青壮年部が行う中間育成と種苗放流について指導するとともに、青壮年部が推進している「ガザミふやそう会」や「バックフィッシュ運動」を支援するなど資源保護意識の啓発に努めました。

また、香住沖の保護区域では前年に引き続きずわいがにを放流しました。

**4. のり養殖漁業の振興**

漁期対策、流通事情、さらに食品産業としての長期的なりのり養殖業の安定化を視野に、兵庫のり研究所を中心にのり養殖基本技術の普及指導を図りました。

**5. 漁場環境の保全・遊漁密漁対策・操業安全対策の推進**

漁場環境汚染防止のため、漁場環境調査の実施をはじめ、石けん普及の推進、大阪湾クリーンアップ作戦への参画、海の羽根募金活動の展開協力など諸施策の推進に努めました。

**6. 協同組合間提携と水産物の販路拡大**

「塩もみダコ」や「イカナゴのくぎ煮」を中心とする加工商品を、協同組合間提携事業を通じて県内のコープこうべや経済連はもちろん、県外の生協等に供給を行い、加工商品の販路の拡大に努めました。

**漁 協 の 概 要**

項 目	兵 庫 県	全 国	項 目	兵 庫 県	全 国
連 合 会 数	2連合会	108連合会	年 間 購 買 高	80.2億円	1,516億円
単 位 組 合 数	66組合	2,000組合	年 間 販 売 高	612億円	7,378億円
組 合 員 総 数	10,103人	486,952人			

(注) 数字は平成7年3月末現在です。



## 森林組合

### 社団法人「兵庫県緑化推進協会」設立へ

昨年6月に「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定・施行され、昭和25年から実施してきた「緑の羽根募金」は、その基本的性格を維持しつつその基盤の強化と内容の充実を図るため、「緑の募金」として生まれ変わり、知事の指定を受けた民法第34条の公益法人が行うことになりました。

これにともない、昭和29年4月に神戸市で開催された第5回全国植樹祭を契機に同年12月に知事を会長とする任意団体として発足し、以来、「緑の羽根募金」を展開し、その募金による寄付金で本県の緑化推進運動を実施してきた兵庫県緑化推進委員会を発展的に解消し、県民参加による森林整備及び都市緑化活動の充実を図るため、社団法人兵庫県緑化推進協会を設立することとなり、5月28日に創立総会が開催されました。

この新法人の設立趣意書及び事業の概要は次のとおりです。

森林及び都市の緑は、木材の生産をはじめ、水源のかん養、県土の保全、快適な生活環境の提供等様々な公益的機能を有し、多大な恵みをもたらしています。地球規模で見ますと熱帯林をはじめとする森林資源の減少、砂漠化の進行等が危惧され、国内においては、

山村における林業の担い手不足、木材価格の低迷等による林業の停滞による森林の荒廃、そして都市化に伴う身近な緑の減少等が問題となっています。

このため県民の貴重な財産である緑を保全し、その機能をさらに増進させるため、「緑の募金」の実施及び森林の整備又は都市の緑化を行う国民、団体等に助成、その他の事業を行うことにより、緑豊かで住みよい県土づくりに寄与することを目的とします。

事業の概要は次のとおりです。

- (1) 緑の募金活動
- (2) 森林の整備及び都市緑化の推進。(森林ボランティア活動事業、森林浴場整備事業、修景植栽事業等)
- (3) 県民の緑化思想の高揚。(ひょうご森の祭典の開催、緑の少年団の育成、緑化作品コンクールの開催)

なお、現在設立許可申請中であり、6月下旬に設立許可される予定です。

また、事務所は、兵庫県林業会館内に開設されます。

#### 森林組合の概要

項 目	兵 庫 県	全 国	項 目	兵 庫 県	全 国
連 合 会 数	1連合会	47連合会	総事業取扱高	7,873百万円	320,447百万円
単 位 組 合 数	52組合	1,545組合	林 産 事 業	36千 $m^3$	2,954千 $m^3$
組 合 員 数	72千人	1,735千人	新 植 面 積	834ha	35,421ha
払 込 出 資 金	983百万円	39,160百万円	保 育 面 積	17,507ha	688,755ha

(注) 全国は平成5事業年度、兵庫県は平成6事業年度。

## 第74回国際協同組合デーを迎えて

### 兵庫JCC 兵庫県記念大会を開く

第74回国際協同組合デーを迎え、平和とよりよい生活をめざす協同組合運動の、より一層の前進と協同組合間提携の強化をめざして1984年7月7日の第62回国際協同組合デーを契機に設立された兵庫県協同組合連絡協議会(通称・兵庫JCC)は今年で12年を経過しようとしています。この間にも、社会主義経済の終焉、金融不安、バブル経済の崩壊、阪神淡路大震災などかつてない社会不安と危機を経験しました。このような経験をふまえ、私たちはきたるべき21世紀に向けてさらなる協同組合の連帯を深めた、より豊かな地域社会の創造が望まれます。県下310万人の力を合わせ、兵庫県の協同組合運動がより発展するよう努力してゆきましょう。今年、第74回国際協同組合デー兵庫県記念大会を次

#### 国連も国際協同組合デーに注目

よりよい生活を築き、平和な社会を願う協同組合運動の活動は、国連においても高い評価を得ています。ICAは、国連社会経済理事会の諮問機関に位置づけられていて、国連総会にも出席できる重要な地位を与えられています。また、ILOやFAOなどの国連専門機関と協力して、開発途上国の協同組合振興などのプロジェクトを進めています。

ICAは、昨年、創立100周年を迎えましたがこれを期して国連は、1994年12月の総会で、「新しい経済、社会の動向と協同組合の役割」を選択し、「ICA100周年を記念し1995年7月の第1土曜日を協同組合の記念日とする。また以降の年も国際記念日として祝うことを検討する」とし、95年の国際協同組合デーは国連「国際協同組合デー」となったわけです。

の内容で開催します。

#### 第1部 記念式典

- 主催者あいさつ
- ご来賓ご祝辞
- インドネシア協同組合代表団あいさつ  
モンゴル協同組合代表団あいさつ
- 兵庫JCC宣言

#### 第2部 記念講演

宇宙から地球を、緑を、食を考える。

講師 秋山豊寛氏

### ICAからのメッセージ

#### —持続可能な開発のための協同組合—

雇用創出を通じた貧困の軽減への貢献や、公企業・民間の利益追求型企業よりも効果的に社会のニーズへの充足を行う協同組合組織の潜在的な能力は、広く国連に認識されてきています。

国連のこの認識は、1995年に「国際協同組合デーが毎年政府とその国の協同組合組織によって祝福されるべきである」という宣言を行ったことによって伺い知ることができます。1996年においても、国際社会が「貧困撲滅年」を定め、国連も改めて政府に対し、貧困軽減のために協同組合組織が重要な貢献をしており、協同組合組織とパートナーシップを構築していくことが必要であると注意を喚起することになるでしょう。

協同組合は常に、社会にインパクトを与えてきました。草の根ベルにおいては、協同組合が組合員を力づけることにより、コミュニティの持続的開発をもたらしてきました。このようにICA会員組織の運動は、その国の全国組織を通じ世界的規模で展開し、国連の定める経済、社会、環境の目標の成就について多大な貢献を行ってきています。

1995年9月のICA全体総会と百周年記念大会にて採択された「協同組合のアイデンティティに関する新しい声明」において、国際協同組合運動の指導原則に、



コミュニティの持続可能な発展に協同組合が貢献する、新しい協同組合原則が追加されました。

いくつかの協同組合原則は、協同組合運動が始まって以来150年間ほとんどかわっていませんでした。初めの3つの原則、自主的で開かれた組合員制、組合員による民主的運営、組合財政への参加は近代的運動が確立された基盤となっているものです。4つめの自主・自立については、政府がかつて協同組合に対し、政府の発展プログラムや経済計画を押しつけ、自助、責任という協同組合の価値に損害をしばしば与えたことから、これが必要な原則の一つであることが証明されます。

5つめの教育、研修、広報については、組合員、役員だけでなく、広く社会において統治する人々、オピニオン・リーダー、未来の協同組合運動者たる若者にとっても根本的に重要なものとして知られていました。

協同組合の団結、或いは新協同組合原則の6つめで述べられている協同組合間協同は国際協同組合運動のポテンシャルな力であります。この原則は、現在の協同組合が直面している世界経済・社会・政治傾向の中で、ますます重要になってきております。

I C Aは7億6千万以上の組合員へ、また、地域の、全国の協同組合組織へ訴えます。自分達の組合の状況をどう改善していくか、ということばかりでなく、自分の回りの世界において、自分たちの力を新しい協同組合運動の振興に捧げることに考えを向けましょう。

I C Aはさらに会員組織や、農業、銀行、生協、エネルギー、漁業、健康、住宅、共済、貿易、観光、工業、職工の分野の特別組織や、さらに通信、人的資源開発、調査研究、協同組合における婦人のための機会平等の振興に関する作業委員会に対し訴えます。将来の世代のために、明日の世界において、よりよい場所を作って行ける強く、統一された運動を構築するために、ともに努力して行きましょう。

1996年7月6日

国際協同組合同盟(I C A)

## 兵庫県協同組合連絡協議会規約

(名 称)

第1条 この会は兵庫県協同組合連絡協議会(通称・兵庫JCC)と称する。

(目 的)

第2条 この会は生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合および森林組合等の兵庫県に所在する各種協同組合運動相互の連絡提携、共通課題の実行および全国の協同組合運動並びに海外協同組合運動との連携を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 この会は兵庫県内の協同組合で下記各号に該当し、この会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

- (1) 兵庫県生活協同組合連合会、兵庫県農業協同組合中央会、兵庫県漁業協同組合連合会、兵庫県森林組合連合会
- (2) 農業協同組合、消費生活協同組合、漁業協同組合、森林組合の全県団体に委員会の承認を得たもの。

(事 業)

第4条 この会は第2条に掲げる目的を達成するため、下記の事業を行なう。

1. 各種協同組合相互の連絡・交流に関する事項
2. 国際協同組合デー・県記念大会の実施に関する事項
3. 各種協同組合に共通する課題に関する事項
4. 協同組合運動の普及および研究に関する事項
5. 協同組合間提携の推進に関する事項

(委員会)

第5条 この会に委員会をおき委員はこの会の構成団体の会長、理事長または当該団体の推薦する者がこれにあたる。委員は会長、副会長を互選する。

会長は会務を総理しこの会を代表する。副会長は会長を補佐し事故あるときはこれを代理する。

会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第6条 この会に幹事会を置き、幹事はこの会の構成団体の常勤役員または当該団体の推薦する者がこれにあたる。

幹事会はこの会の事業に関し企画立案にあたる。

(事務局会議)

第7条 この会に、構成団体の推薦する者で構成する事務局会議をおく。

事務局会議はこの会の事業に関し原案を立案し、かつ日常業務を行なう。

(財 政)

第8条 この会の経費は構成団体の負担金およびその他の収入をもってあてる。

(事務局)

第9条 この会の事務局をおく。

事務局は神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県生活協同組合連合会内におく。

(改 廃)

第10条 この規約の改廃は委員会の議を経て行なう。

(付 則)

1. この規約は1984年(昭和59年)7月7日より実施する。
2. 1991年(平成3年)7月6日より会長制度を実施する。初代会長の任期は、第5条の(1)の規程にかかわらず、平成3年7月6日から、平成5年3月31日とする。

## 協同組合運動への提言



### 新協同組合原則に見る 協同組合の課題

石川県農業短期大学

助教授 小松 泰 信

1995年9月、英国のマンチェスターで開催された、国際協同組合同盟(I C A)大会において、協同組合運営の羅針盤といわれる協同組合原則が、30年ぶりに改訂された。

66年に採択された旧六原則と対比させると、世界の協同組合が置かれている今日の状況や、その克服すべき課題が浮き上がってくるようで、大変興味深い。

まず注目しておかなければならないのは、「地域社会への係わり」が、第七原則として新しく加えられたことである。協同組合は、一人ひとりでは経済的弱者である第一次産業従事者、勤労者、消費者、小規模・零細事業者が、その弱者性を克服するために組織・運営する経済事業体である。このため、協同組合に課せられた使命の第一義に、構成員の利害を守ることがおこなわれなければならない。しかしこのことは、協同組合を閉鎖された事業体にとどめておく可能性を内包している。協同組合が、組合員への使命の多くを実現しつつある今日、閉鎖体系としての限界も、明らかになりつつある。特に、第一次産業従事者を対象とした協同組合においては、自然を対象とした事業展開を核とするがゆえに、構成員以外への配慮は不可欠である。それは、他者や地域社会への配慮である。協同組合が、今日の到達点から、更なる飛躍をめざすためには、この原則の具体化が求められている。

この第七原則との係わりで重要なのが、「協同組合間

の協同」を謳った第六原則である。例えば、中山間地問題解決への一つの糸口として、農林一体型の取り組みがあげられる。そのためには、J Aと森林組合との協同が不可欠である。あるいは、<sup>とうしょ</sup>島嶼部や半島の活性化には、J A、森林組合、漁協の一体的取り組みが不可欠である。にもかかわらず、協同組合同士、お互いのことを知らなさすぎるのではなからうか。経済事業体として、協同組合的取引関係を基盤に置きながら、それにとどまることなく、多様かつ重層的な協同のあり方を、摸索していく必要がある。

また、「自主・自立」が、新しく第四原則にあげられている点にも、注目しておかなければならない。1900年に、産業組合法が制定されたときから、我が国の協同組合の歴史は、力づくで獲得されたものではなく、政府主導の「上からの保護・育成政策」のもとで、作り上げられてきた。歴史を振り返るとき、「政・協」一体的取り組みは、功罪相半ばするものである。政治が無軸状態にあり、依拠すべき対象としての価値を喪失した今、協同組合は「政・協」分離の思想の下、経済事業体としての展開に、全力を傾注すべきである。

さて、これらの取り組みを、実践していく上で求められるのは、専従職員の先導力である。旧原則における「教育活動促進の原則」が、新原則において「教育・研修、広報」として改訂されている。なかでも研修には、注目しておかなければならない。これは、トレーニングを訳したもので、今後ますます職員資質が問われますから、もっともっと訓練を積みましよう、ということの意味している。このような、当たり前のことを原則として取り上げねばならないことこそ、協同組合の危機を意味している。

新原則が、お題目で終わることなく実践され、協同組合が、その存在意義を社会的に認知され続け得るのか、専従職員こそ、そのカギを握っている。

## 協同組合運動に生きる

### 協同組合と私



生活協同組合 都市生活

理事長 前川 智佳子

生活協同組合都市生活は阪神間を中心に(10市1町)5,300人の組合員の活動で運営されています。活動は自主運営、自主管理のもとに組合員自身がすべて企画し実行していく方法です。組合員主体の生協、組合員の力が十分に発揮できる組織ということが言えると思います。その現われのひとつとして、震災後の活動があげられます。比較的震災の影響の少なかった組合員が被災の大きい地域を直接訪問し、自ら救援活動をくみためたて組合員はもとより地域の人々とともに、復興の状況に応じて活動をしたことです。それは今もつづけられています。

今年度都市生活は、大きな3つの柱「①震災を乗り越え、新しい生協都市生活を創生します。②国内自給を高めます。③生協として協同する暮らしを提案します。」を重点課題として活動を組み立てていきます。

私は前身の共同購入団体の時代から活動をしていました。活動といっても、ただ安心できる消費材(商品と呼ぶ、あえてこのように呼んでいます)をとるというだけでした。しかし「安心できる消費材とは、何ををもって『安心できる』というのであろうか」という疑問と、「都市生活は安全食品の会ではない」という二つの事柄が、私にとって「協同組合とは」と大きく考えさせられることになりました。

まず安心できる消費材を手に入れるためには、この地球に生きている生き物と共有している水・土・空気

を汚さない暮らしをすることが大前提であると思います。私たちは工業化社会を作り上げ、簡単で便利な世の中になりました。その結果環境は痛め続けられ、社会的矛盾がはっきりとでてきたことは言うまでもありません。安心できる消費材を食べ続けるためには、環境・平和・協調・平等など、私たちの暮らしの中で毎日意識している訳ではないけれども、どれも置き去りにできないことを考えないと食べ続けることはできないのです。食べることをきっかけに多くのことが見えてきたのです。

学びあう事が協同であり、考えることが協同であると思います。「勉強します」と声高らかに叫ばなくても身近なところから協同することで多くを学べます。そして学ぶ力をつけることによって社会の問題点をも発見するでしょう。

都市生活は食べることを通して、環境・平和等色々な問題を解決していこうとしています。組合員活動の間口を広げ、組合員のやりたいことを都市生活を使ってやりとげて欲しいと思います。都市生活のこのような活動は組合員だけでなく、地域で暮している人々と一体になってつくりあげるべきことなのです。

多くの一人ひとりが少しずつ理解し、少しずつ広がりを作ることができればと思います。そして協同を身につけた女性たちがそれぞれの地域の中で発言力を高めていけば、人々の願いのかなう社会とつながっていくでしょう。それが生活協同組合都市生活理事長としての私の仕事だと考えています。

## 協同組合研究短信<No17>

### 新協同組合原則確定訳ほぼ出揃う

本短信No15で、個人訳4種、団体訳が3種あることを報じたが、その後、団体訳が2種加わり、既発表訳も一部手直しがあり、試訳が確定訳になるなど、この5月になって漸く9種の訳が出揃った。

9種訳と英語、独語、仏語、西語の4か国訳をこのほど私たちは、「ICA創立100周年記念大会と新・協同組合原則改定に関する文献・資料(増補版)／付協同組合のアイデンティティに関する声明」5月刊、57頁にまとめた。これによる、協同組合の定義、9種訳を紹介したい。

#### 全国農業協同組合中央会(JAグループ)訳

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し、民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

#### 日本生活協同組合連合会訳

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

#### 生活クラブ(生協)連合会訳

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体によって、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な団体です。

#### 全国漁業協同組合連合会訳

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組

織である。

#### 協同組合経営研究所訳

協同組合は、人びとの自治的な協同組織であり、人びとが共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理・運営を行うものです。

#### 白石正彦(東京農大)訳

協同組合は、自発的に結びついた人々の自治的な協同組織であり、その人々が共同で所有し民主的に管理運営する事業経営によって、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願望を満たすためにある。

#### 富沢賢治(一橋大学)訳

協同組合は、共同的に所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願望を満たすために、自発的に結びついた人びとの自発的な組織である。

#### 大嶋茂男(生協総研)訳

協同組合は、共同所有され民主的に運営される企業を通じて、共通の経済的・社会的ならびに文化的な必要と要望に応えるために自発的に結びついた人々の自治的な結合体である。

#### 藤澤光治(漁協監査士試験委員)訳

協同組合は、自発的に結合した人々の自主自律の組織体であり、その目的は、自分たちがオーナーとなって民主的に運営する企業体によって、みんなに共通の経済的、社会的、文化的な必要を充たし願望を達成することにある。

(古桑 實・協同組合図書資料センター)

#### 編集後記

協同組合の定義もそれぞれの団体・個人により微妙に訳のニュアンスが違っているようです。

(T)